

## 新潟市秋葉区農業委員会 10 月定例総会議事録

1 開催日時 平成 30 年 10 月 31 日（水）午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (16 人)

農政振興部会長職務代理者	1 番	坂上 静男
会長職務代理者	2 番	平野 榮治
会長	3 番	小倉 栄造
委員	4 番	高野 謙一
農地部会長	5 番	阿部 信行
委員	6 番	高橋 昇
委員	7 番	吉田 信雄
農地部会長職務代理者	8 番	松田 洋一
委員	9 番	鈴木 儀一
委員	10 番	笠原 綱生
委員	11 番	高山 直興
委員	12 番	佐藤 千穂子
委員	13 番	砂原 剛
農政振興部会長	14 番	佐藤 英一
委員	15 番	大竹 玲子
委員	16 番	柏木 宏

4 欠席委員

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

1 番	坂上 静男
4 番	高野 謙一

第 2 議事

議案第 20 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 21 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 22 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項 新潟市農用地利用配分計画（案）について

報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農地係長	田中 学
農地係	五十田 比砂子
農政振興係長	白川 文夫

## 7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、平成30年度10月定例総会を開会いたします。 それでは、小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
事務局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日の欠席者はありません。従って、会議は農業委員会会議規則第4条により定足数を満たし成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。  (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので1番・坂上委員、4番・高野委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第20号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明

をお願いいたします。

事務局  
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 20 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

1 ページは売買、新津地区が 2 件であります。

2 ページは利用権設定の新規、中間管理事業分で、新津地区 1 件であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

3 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。

農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は平成 30 年 11 月 14 日となります。

4 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問・意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明のとおり、新潟市農用地利用集積計画の決定について決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 20 号は原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第 21 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局  
(五十田主査)

それでは、議案書 5 ページ 1 番をご覧ください。

議案第 21 号、農地法第 5 条許可申請に関する処分決定についてご説明い

たします。

貸付人A氏、借受人はB氏です。

大関地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

転用申請面積は、畑1筆、約7アールです。

本件は、使用貸借権設定による転用許可申請です。

転用目的は、借受人が農産物加工所を建設するもので、借受人は貸付人の子の妻です。

親子間の使用貸借権設定については、部会省略案件となりますが、別居ということで部会案件となります。

申請地から300m以内に市街化の指標となる施設である新関駅があることから、第3種農地に該当し、許可相当と判断されます。

なお、本件は農振農用地区域外農地に所在し、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

次に2番をご覧ください。

譲渡人C氏、譲受人はB氏です。

本件は、前述の議案番号1番の農地に接しており、その敷地から道路への接続幅が狭いため、乗入口の拡幅を目的として、転用を申請したものです。

これらから、担当委員、立地基準に係る説明は割愛させていただきます。

なお、本件は転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

転用面積は畑1筆、約0.2アールです。

また、本件は農地部会に付されました。

次に3番をご覧ください。

譲渡人D氏、譲受人はE株式会社代表取締役F氏です。

東島地区の案件で、古田推進委員の担当地区です。

本件は、使用貸借権の設定で、一時転用のための転用許可申請です。

期間は許可日より平成31年4月30日までで、資材置場として使用する目的です。

畑5筆、約24アールです。

申請地は農振農用地区域内農地です。

申請地は事業用に供する資材置き場として当該農地を供することが必要であると認められるものであり、3年以内の期間であれば、一時的な利用に該当すると判断されたため、例外的に許可できるものです。

なお、本件は、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長報告

平成30年10月26日に開催されました農地部会における、農地法第5条第1項の規定による許可申請3件の調査内容について報告します。

議案書5ページ1番と2番は、農産加工施設として一体で利用する予定であり、両議案の申請人が同一のため、一括で報告いたします。

本件の申請者のB氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、10年くらい前から、ジャムの加工に携わり、全国から注文をいただいているということです。

昨年の4月に主人の実家のある新潟に戻り、今までの経験を生かして規模拡大をはかりたいと思い、加工所として使える場所を探していたということです。

将来的には直売所としてもやっていきたいとのことでした。

また面積がだいぶ広いようだがとお聞きしたところ、従業員や業者の車の駐車場として5台くらい停められるようにしたとのことでした。

また、該当地に隣接する県道新津村松線は、大変交通量が多く右折しにくいため、車の乗り入れ口を確保するため申請したとのことでした。

最後に地元の松田委員より、このような施設が出来ればにぎわいもでき、ゆくゆくは業務拡大するなかで雇用拡大にもつながるので、地元としても大変ありがたいとのご意見がありました。

部会としては、隣接地に迷惑が掛からないよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

次に議案書5ページ3番の案件です。

本件の申請者のE株式会社代表取締役F氏の代理人、行政書士のG氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

現在蒲ヶ沢地区の奥に資材置場があるが、冬場は出入りが大変なので、昨年に引き続き申請したとのことでした。

以前は違反転用地となっていたが、現在は作付けしてあり、農業委員会としても違反転用は解消したと認識しているので、今後とも一時転用終了後はきちんと農地に復旧するよう申し入れ、申請人もこれを了承しました。

また、夏場は雑草が繁茂し交通の妨げになるので、草刈をしっかりとやらうよう指導しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 21 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の議案第 22 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(五十田主査)

議案第 22 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明いたします。

追加議案書 1 ページ 1 番をご覧ください。

譲渡人 H 氏、譲受人は A 氏です。

大関地区の案件で、土田推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は畑 1 筆、約 6 アールです。

譲受人は妻と共に経営を行っており、水稻を 27 アール、蔬菜を 26 アール栽培しております。

また、申請地は農振農用地区域外農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

なお、10 アールあたりの対価は 120 万円です。

また、本件は農地部会に付されました。

なお、本案件は農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

追加議案、農地法第3条許可申請に関する意見決定1件の調査内容について報告します。

追加議案書1ページ1番の案件です。

本件の申請人のA氏の代理人で、先程の5条の1番・2番の案件で説明いただいたB氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は5条の案件の奥にある隣接地であり、手前に加工所ができれば管理が困難になることから、将来はここに果樹やハーブを植えてジャム作りに活用したいと思い、売買の申し入れをしたとのことです。

部会としては、許可になってから申請通りの耕作を行うよう指導し、申請者もこれを承諾しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可担当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第22号は、許可担当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。  
報告事項、  
新潟市農用地利用配分計画（案）について  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
農地の転用事実に関する照会書について  
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について  
農地法第 5 条転用届出に関する受理について  
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局

（白川係長）

議案書の 6 ページをご覧ください。  
新潟市農用地利用配分計画（案）についてであります。  
新津地区 1 件であります。  
つづいて議案書の 8 ページをご覧ください。  
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、  
賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。  
記載のとおり 5 件受理いたしました。

（五十田主査）

続きまして 10 ページをご覧ください。  
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。  
記載内容のとおり 1 件回答いたしました。  
次に 11 ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届書の受理についてで  
す。  
記載内容のとおり 3 件受理いたしました。  
最後に 12 ページをご覧ください。  
報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。  
記載のとおり 4 件受理いたしました。  
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

（質問、意見なし）

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いた  
だきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。



議長

それでは、これで平成30年度10月定例総会を閉会いたします。  
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議長 小倉 栄造

署名委員 坂上 静男

署名委員 高野 謙一